

しまね地域未来投資促進事業助成金（成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア）

Q&A集

平成31年4月1日 版

	質問	回答
1	みなし大企業は申請対象か？	対象となります
2	中古設備の導入も可能か？	対象外となります
3	地域経済牽引企業と連携企業は資本関係があっても申請可能か？	申請可能です
4	「取引」とは具体的にどのようなものをさすか？	牽引企業とともにサプライチェーンを構成する事業者との取引であり、牽引企業の事業拡大に伴う波及効果によって増加する受発注取引をいう 具体的には、製造経費の材料費、外注加工費、委託加工費、金型費、治具費に該当するものをいう ただし、製造経費、販管費に含まれる以下のような取引は含まない 例：賃借料、保険料、修繕費、水道料、通信費、運搬費など
5	付加価値額とは、何をさすか？	下記式で示す額となります。 付加価値額＝営業利益＋給与総額＋租税公課
6	給与総額に、役員報酬は含まれるか？	役員報酬も含まれます 給与総額の定義は下記のとおりとなります 役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。※福利厚生費 は含みません
7	当該地域経済牽引計画において、複数の連携企業が申請することは可能か？	連携企業の申請は1社に限ります
8	地域経済牽引計画の県承認は助成金申請前に必要か？	地域経済牽引計画を申請済み（県に受理されている状態）で、県による審査段階の場合は、助成金申請を受付させていただきます。 ただし、その場合であっても審査会までに承認を受けていただく必要があります
9	10万未満の固定資産計上の必要が無い工具や備品は対象経費に含まれるか？	10万以上の固定資産計上するものに限ります
10	汎用性のある設備も対象か？	対象外となります 目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費 本助成金の事業内容遂行に不可欠な設備が対象となります